

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業所概要

名称	医療法人社団啓歯会 旭丘歯科医院	代表者名	辻 隆次
所在地	東京都練馬区豊玉北1丁目6番14号 ジェミニB館2階		
介護保険事業所番号	1332048817	電話番号	03-5999-1001
提供サービス	居宅療養管理指導	指定年月日	2001年3月1日
実施地域	当院から半径16km圏内		
ホームページ	http://www.keishikai.or.jp/clinic/asahigaoka/		

2. 職員体制

職種	業務内容	人員
歯科医師	居宅療養管理指導(歯科医師)	1名(非常勤1名)
歯科衛生士	居宅療養管理指導(歯科衛生士)	1名(常勤1名)
歯科助手・受付等	アポイント管理、運転、助手	0名

3. サービス提供日、時間

月曜日・木曜日・金曜日・土曜日	9:00~12:00 13:00~18:00
水曜日	9:00~12:00
(日曜日・祝祭日・お盆・年末、年始は休業)	

4. サービス内容

歯科医師による 居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対してその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
歯科衛生士による 居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導を行います。

【居宅療養管理指導費】

※1単位 = 10円

歯科医師 居宅療養管理指導費	単一建物居住者1名	517単位/回(月2回を限度として)
	単一建物居住者2~9名	487単位/回(月2回を限度として)
	単一建物居住者10名以上	441単位/回(月2回を限度として)
歯科衛生士 居宅療養管理指導費	単一建物居住者1名	362単位/回(月6回を限度として)
	単一建物居住者2~9名	326単位/回(月6回を限度として)
	単一建物居住者10名以上	295単位/回(月6回を限度として)

※月額費用負担の上限は3,206円(単一建物居住者1人・1割負担の場合)となります。

5.費用

居宅療養管理指導費介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。

なお、居宅介護管理指導費は介護保険サービスの利用限度額(支給限度額)には含まれませんのでご安心ください。

6.負担金お支払い方法

毎回の治療後にその日の負担分をご請求、もしくは1か月分をまとめて翌月ご請求いたします。

7.サービス利用の中止

サービス利用を中止する際は、訪問時スタッフに申し付けるか、所定の連絡先までご連絡ください。

電話番号	03-5999-1001	FAX 番号	03-5999-1006
------	--------------	--------	--------------

8.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族・関係医療機関・市町村等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9.緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

10.相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします

医療法人社団啓歯会 旭丘歯科医院	電話番号	080-7155-4276	メールアドレス	mharada@chcp.jp
	相談員	原田 未来	対応時間	9:00~17:30

11.公的機関においても次の機関において苦情申出等ができます

・東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課（介護保険制度相談専用電話）

電話番号	03-5320-4597(ダイヤルイン)
相談時間	月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日は休業） 午前9時から午前12時まで午後1時から午後4時30分まで

・東京都国民健康保険団体連合会(介護相談窓口)

電話番号	03-6238-0177
相談時間	月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業） 午前9時から午後5時まで

12.身体拘束等の原則禁止について

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

13.ハラスメントについて

当事業所におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。またサービス時に、下記のような行為などにより、健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断した場合はサービス中止、もしくはサービスを解除することもあります。

- ①事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

14.守秘義務

歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報外部には漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。